いすみ都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

平成28年5月27日

千 葉 県

岬都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに 大原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

岬都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに大原都市計画都市計画 区域の整備、開発及び保全の方針をいすみ都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全 の方針に変更し、以下のとおりとする。

目 次

1. 都市計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1) 都市づくりの基本理念	1
① 千葉県の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
② 本区域の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2) 地域毎の市街地像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
1) 区域区分の決定の有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3. 主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
1) 都市づくりの基本方針	5
①集約型都市構造に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
②広域幹線道路の整備に対応した業務機能等の誘導に関する方針・・・・・・・	5
③都市の防災及び減災に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
④低炭素型都市づくりに関する方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
①主要用途の配置の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
②特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針 ・・・・・・・・・・・	7
3)都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	9
①交通施設の都市計画の決定の方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
②下水道及び河川の都市計画の決定の方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
③その他の都市施設の都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
①主要な市街地開発事業の決定の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
5) 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針	15
①基本方針 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	15
②主要な緑地の配置の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
③実現のための具体の都市計画制度の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
④主要な緑地の確保目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18

1. 都市計画の目標

1) 都市づくりの基本理念

①千葉県の基本理念

本県では、人口減少や少子高齢化の進展、首都圏中央連絡自動道(以下、「圏央道」という。)等の広域道路ネットワークの波及効果、防災性の向上、低炭素社会の構築、豊かな自然環境の保全等の都市を取り巻く社会経済情勢の変化や、それに伴う様々な課題に対応した都市計画の取組が必要となっている。

このような状況を踏まえ、本県の今後の都市づくりは、「人々が集まって住み、 活力あるコミュニティのある街」「圏央道等の広域道路ネットワークの波及効果に より活性化する街」「人々が安心して住み、災害に強い街」「豊かな自然を継承し、 持続可能な街」の4つの基本的な方向を目指して進めていく。

「人々が集まって住み、活力のあるコミュニティのある街」

低未利用地や既存ストック等を活用しながら、公共公益施設等の生活に必要な施設を駅周辺や地域拠点に集積させ、公共交通等によりアクセスしやすいコンパクトな集約型都市構造とし、地域コミュニティが活性化したまちづくりを目指す。

「圏央道等の広域道路ネットワークの波及効果により活性化する街」

広域道路ネットワークの整備を進めるとともに、インターチェンジ周辺等にふさ わしい物流等の新たな産業集積を図り、雇用や定住の促進により、地域の活性化を 目指す。

「人々が安心して住み、災害に強い街」

延焼火災を防ぎ緊急輸送路ともなる幹線道路、様々な災害に対応するための避難路や公園等のオープンスペース等の整備・確保、河川や都市下水路等の治水対策、密集市街地の解消等を進め、安全性、防災力を向上させた都市の形成を目指す。

「豊かな自然を継承し、持続可能な街」

身近な自然環境を保全・創出し、景観に配慮した良好な居住環境の形成や低炭素 社会に配慮した持続可能なまちづくりを目指す。

②本区域の基本理念

本区域は、千葉県の東部九十九里浜の最南端に位置し、約45km圏内に千葉市、75km圏内に首都圏の主要都市がある。

面積は157.44km²で、東部は太平洋に面し、北部は長生郡一宮町・睦沢町、 西部は夷隅郡大多喜町、南部は夷隅郡御宿町・勝浦市に接しており、圏央道の開通 により、東京湾アクアラインを通ると横浜市へも1時間程度の距離にあるなど首都 圏へのアクセスにも優れている。

本区域においては、海と緑につつまれた豊かな自然環境や、歴史のある史跡・ 寺社や伝統文化、伊勢海老漁をはじめとする漁業等が、地域性や文化、産業を特徴 づけている。

今後さらに、豊かな海洋性資源を活用したレクリエーションの場として魅力を高めるとともに、茂原・一宮・大原道路や鴨川・大原道路といった地域高規格道路の整備促進など、人・自然・個性を誘引した地域経済の活性化を図ることが期待されている。

また、平成17年12月に、夷隅町、大原町及び岬町の3町の合併によりいすみ 市が誕生したことから、それぞれの地域特性を生かしながら連携を深め、一体的に 都市づくりを進めていく必要がある。

これらを踏まえて、本区域の将来都市像を『人と自然の輝く 健康・文化都市いすみ』とし、都市づくりの目標を次のとおり定める。

○豊かな自然と生活が共存する都市づくり

市民が快適でうるおいのある美しくて住みよいまちづくりを進めるため、自然環境の保全や生活環境の向上を図り、豊かな自然と生活が共存するまちづくりを目指す。また、市民生活の安全確保に向けた治山・治水や海岸保全対策、防災・消防・救急体制の整備を推進する。

○活力があふれ豊かに生活できる都市づくり

本区域の特性を生かした農林水産業の振興、後継者の育成や商店街の活性化による商工業の振興、また自然環境や地域資源を生かした観光振興により、定住促進を図り、活力があふれる豊かな生活のできるまちづくりを目指す。

○交流とくらしを支える生活基盤の充実した都市づくり

景観への配慮や地域資源を活用した計画的な土地利用を推進する。また、広域的な交流の促進のため、道路、鉄道、バスによる交通網の充実や利便性の向上を図る。

2) 地域毎の市街地像

a 大原中央地域(大原駅周辺地区、国道128号沿道地区、大原文化センター 周辺地区)

大原中央地域は、大原駅を中心に市街地が形成されており、人口の多くが集中し、 行政・商業等の諸機能が集積していることから本区域の中心拠点として位置づけ、 さらなる都市機能の集積と良好な住宅地の形成を図る。

b 大原海岸地域 (大原漁港周辺地区、日在浦海岸等)

大原海岸地域は、太平洋に面する日在浦海岸、大原漁港周辺地区や、国定公園に含まれる南部の海岸からなる地域であり、海と親しむ交流ゾーンとして良好な環境と景観の保全に努める。大原漁港周辺地区については新産業形成ゾーンと位置づけ、漁業・水産加工業の産業拠点として良好な生産環境の創出を図るとともに、観光レクリエーションとしての活用を図る。

c 大原北部・南部地域(大原台・東海・浪花地区)

大原北部・南部地域は、農漁業を中心とした伝統産業の基盤となる田園地帯や、 漁港・海岸からなる地域であり、農漁村環境の保全を図る。計画的に整備された 住宅地である大原台地区は、優れた居住環境の保全を図る。

d 岬海岸地域(中原・和泉・江場土地区)

岬海岸地域は、風光明媚な海岸景観と夷隅川の水辺を有した南房総国定公園エリアに位置しており、太東埼灯台を中核施設として、海岸丘陵地の樹林等、自然景観の適正な保全を図る。

e 岬中部地域 (太東駅周辺地区、長者町駅周辺地区、岬ふれあい会館周辺地区)

岬中部地域は、太東駅及び長者町駅を中心に岬地域の拠点となる市街地が形成されており、これらの市街地については地域拠点として引き続き、生活利便性に資する都市機能の向上と良好な居住環境の整備を図る。

f 岬西部地域(市野々・岩熊・谷上地区)

岬西部地域は、丘陵地に樹林や田園が広がる美しく豊かな自然景観を特性としており、これらの保全を図るとともに、既存レクリエーション施設の有効活用等による交流基盤の整備を図る。

2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。

本区域は首都圏整備法による近郊整備地帯外に位置し、人口は減少傾向で推移しており、今後もこの傾向が継続すると予測され、本区域における急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないと判断される。

以上のことから、本区域においては区域区分を定めないものとする。

3. 主要な都市計画の決定の方針

1) 都市づくりの基本方針

①集約型都市構造に関する方針

中心拠点である大原駅周辺や、地域拠点である太東駅及び長者町駅周辺において、 商業・業務等の都市機能の一層の集積を図るとともに、市街地内の低未利用地の 有効利用により、居住等の集積を図る。

また、これらの拠点や、大原台地区等の住宅地をアクセスするバス等の公共交通の充実や利便性の向上を図ることで、拠点ネットワーク型の集約型都市構造の形成を図る。

②広域幹線道路の整備に対応した業務機能等の誘導に関する方針

圏央道と本区域を結ぶ国道465号のバイパス整備や、地域高規格道路(茂原・一宮・大原道路、鴨川・大原道路)の具体化を見据えながら、広域的な交通利便性や観光資源を生かし、立地需要に応じて、業務機能や交流機能の計画的な誘導・集積を図る。

③都市の防災及び減災に関する方針

地震や津波をはじめ、様々な災害による被害を軽減するため、道路等の基盤整備を推進するとともに、避難を軸とした防災体制の強化を図る。

地震等の火災に対しては、延焼を抑制し、避難路となる道路等の整備・確保や、 沿道の建築物の不燃化・耐震化等の対策を講じる。

津波に対しては、津波被害の危険性が高い区域において、公園・緑地等の整備・ 活用による津波避難場所の確保や海岸堤防の整備推進を図る。

台風や集中豪雨に対しては、土砂災害対策や高潮対策を図るとともに、保水・ 遊水機能がある自然的な土地利用の保全を図る。

土砂災害に対しては、災害発生の恐れのある区域において、開発行為や建築物の 立地等の抑制に努める。

4)低炭素型都市づくりに関する方針

集約型都市構造への転換とあわせ、公共交通の充実・利便性の向上を図り、自動車からの利用転換を促すことにより、エネルギーの効率的な利用と環境負荷の低減を促進する。また、二酸化炭素の吸収源となる自然環境の保全や市街地内の緑化に努めることにより、低炭素な都市の実現を図る。

2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

①主要用途の配置の方針

a 業務地

7. 大原文化センター周辺地区

大原文化センター、市役所大原庁舎、大原グラウンド周辺を本区域の中心 業務地として位置づけ、公共公益施設の質的充実を図る。

イ. 岬ふれあい会館周辺地区

岬ふれあい会館、市役所岬庁舎、岬公民館周辺を岬地域の中心業務地として位置づけ、公共公益施設の質的充実を図る。

b商業地

7. 大原駅周辺地区(中央商店街)

大原駅前の既存商店街を本区域の中心商業地として位置付け、商店街の 環境整備及び土地利用の促進を図る。

4. 国道128号沿道地区

大原地域の交通の拠点としての立地条件を生かした商業地として位置づけ、商業機能、サービス施設が集積する土地利用を図る。

ウ. 太東駅周辺地区

太東駅前広場の整備に合わせ、既存の商業集積・交通条件・立地条件を 生かし、日常生活に必要な商業機能を担う商業地として配置する。

工. 長者町駅周辺地区

長者町駅前広場の整備に合わせ、既存の商業集積・交通条件・立地条件を 生かし、日常生活に必要な商業機能を担う商業地として配置する。

c工業地

7. 大原漁港周辺地区

公有水面埋め立て事業等により港湾機能の整備がなされた地区であり、 良好な漁業・水産加工業の保全・育成を図る。

d 住宅地

7. 国道128号沿道地区

国道128号沿道に形成された住宅地について、引き続き良好な住環境の 形成・保全に努める。

4. 大原駅周辺地区

駅、商業地に隣接する利便性の高い住宅地であり、良好な住環境の形成・ 保全に努め、居住の集積を図る。

大原文化センターに隣接し計画的に整備された住宅地については、緑化の 推進等の生活環境の整備充実や良好な住環境の保全を図る。

ウ. 大原台地区

戸建て住宅地として計画的に整備された大原台地区は、引き続き地区計画により良好な住環境を保全する。

工. 太東駅周辺地区

駅・商業地・公益施設に隣接する利便性の高い住宅地であり、低・中層の 住宅地として良好な住環境の形成・保全に努め、居住の集積を図る。

t. 長者駅周辺地区

駅・商業地・公益施設に隣接する利便性の高い住宅地であり、低・中層の 住宅地として良好な住環境の形成・保全に努め、居住の集積を図る。

②特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

7. 居住環境の改善又は維持に関する方針

既成市街地においては、都市基盤整備(道路、公園、下水道等)を推進し、 良好な都市景観の形成と生活環境の整備を図る。

商業施設の立地が進んでいる国道128号沿道については、生産環境や 観光商業環境との調和を図りつつ、居住環境の保全を図る。

防災、衛生、景観等において課題となる空き家等については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく適正な管理の促進や「空き家バンク」制度による空き家の有効活用により、居住環境の改善や維持を図る。

イ. 都市の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地内の良好な緑地である社寺林や河畔緑地、市街地の良好な近景を構成する樹林地や丘陵地の緑地、また、集落地の良好な樹林地、屋敷林、境内林等については、身近な自然的環境と潤いのある生活環境の形成のため貴重な緑地であり、保全・育成を図る。

り. 優良な農地との健全な調和に関する方針

水田及び畑は農用地区域を中心として、都市的土地利用を抑制し農地として保全を図るとともに、観光・レクリエーション利用(観光農園等)を図り、都市と農村が連係し調和のとれたまちづくりを推進する。

岬地域の西部の農地は、農業基盤整備事業は終了しているが、再整備を 進めることにより農用地として保全を図る。

ェ. 災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針

二級河川夷隅川沿川は災害時に溢水・冠水による災害が発生する恐れがあるので、当面災害防止上市街化の抑制を図る。

急傾斜地など土砂災害の恐れのある区域については、土砂災害等を防止するため、斜面地の樹林等を保全するとともに土砂災害警戒区域及び特別警戒 区域の指定により、開発行為の制限等を図り、安全性を確保する。

オ. 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

本区域の地形は丘陵部、平野部及び海岸部と変化に富んでおり緑被率は 約4割と自然環境に恵まれている。

都市的土地利用にあたっては、自然環境との調和に留意し自然緑地の保全を積極的に図るとともに、緑の持つ環境保全、レクリエーション、防災、 景観など諸機能に着目し、公園・緑地の適切な配置整備を図る。

- ①丘陵部の斜面緑地は、まちの原風景を形づくる重要な景観要素であり、 まとまった重要な緑を形成していることから積極的に保全・育成を 図る。
- ②広大な田園風景は、郷土景観を形成している貴重な緑であり、都市 景観との調和を前提として、その保全を図る。
- ③白砂青松の続く美しい海岸線は南房総国定公園区域としての保全を 図る。

3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア. 交通体系の整備の方針

本区域の交通網として、鉄道については東日本旅客鉄道外房線といすみ鉄道いすみ線が重要な役割を果たしており、道路については国道128号と国道465号が広域的なアクセス機能を担う主要幹線道路として機能している。また、県道等が主要幹線道路を補完し、各拠点を接続する幹線道路として機能している。さらに、本区域と圏央道を結ぶアクセス機能の向上のため、国道465号バイパスが計画されているほか、周辺都市を結ぶ地域高規格道路として、茂原・一宮・大原道路、鴨川・大原道路の構想がある。

これら広域幹線道路・幹線道路及び鉄道を有機的に結節させ、区域内の円滑な 交通を図るため、本区域の交通体系の整備の方針を次のように定める。

広域的な都市交通軸の強化

本区域の広域的な都市交通軸の機能向上に資する地域高規格道路(茂原・一宮・大原道路、鴨川・大原道路)や、圏央道にアクセスする国道465号バイパスの整備を促進するとともに、関連する道路体系の整備を図る。

・都市の利便性と一体性を高める生活軸の体系的整備

本区域において、県道は9路線あり、うち6路線は広域的な幹線道路であり、 他の3路線は、駅・市街地・国道・港を結んでおり、通勤・通学等広域をカバーする重要な幹線道路である。

計画的な整備が進められているが、いまだ幅員の狭い箇所や屈曲部、未整備 区間等も残されているため、さらなる整備の促進を図る。市道などの生活に 身近な道路についても、計画的に整備を進め、住民の生活利便性の向上と安全 性の確保、地域の活性化につながる路線の充実など、着実な整備を図る。

・歩行者に優しく憩いの空間としての道づくり

安全、快適で、かつ潤いのある歩行空間の確保を図るため、高齢者・障害者等に配慮した自転車・歩道の整備、歩道設置や段差解消など、人に優しい道路づくりを促進する。

·公共交通環境維持 · 改善

生活の利便性の向上、広域的産業経済活動の活発化、地域開発の推進への効果を高めるため、路線バス、巡回バス及びデマンドタクシー等による公共交通の充実を目指す。

なお、長期未着手の都市計画道路については、社会情勢等の変化を踏まえ、 その必要性や既存道路による機能代替の可能性等を検証し、必要に応じて見直し を行う。

イ. 整備水準の目標

【道路】

都市計画道路については、現在、市街地面積に対し約1.4km/km2(平成22年度末現在)が整備済みであり、引き続き、交通体系の整備の方針に基づき、地域の実情に応じて効率的に整備を進める。

【駐車場】

駐車場需要の高い駅周辺地区においては、公共駐車場を確保することを目標とする。

b 主要な施設の配置の方針

ア. 道 路

【主要幹線道路】

・国道128号及び国道465号

本区域海岸線に平行して南北に通過している国道 1 2 8 号と内陸地区と 海岸地区を結ぶ国道 4 6 5 号は、広域的な都市間道路であり、重要な骨格道路 として改善・整備を促進する。

・主要地方道茂原夷隅線 本区域の丘陵地内に通過している主要地方道として改善・整備を促進する。

【幹線道路】

- ・都市計画道路3・6・6号深堀線 都市の骨格を構成する都市交通軸として、また、東日本旅客鉄道外房線東側 の国道128号と大原港を連結する道路として位置づけ、整備促進を図る。
- ・都市計画道路3・4・10号太古橋大宮線 県道夷隅太東線と県道太東停車場線をネットワークする幹線道路で、夷隅 方面と海岸部の国道128号方面を連絡し、鉄道で東西に分断された椎木市街 地の一体的形成を図る。

·都市計画道路3 · 4 · 1 1 号根方大福線

県道一宮椎木長者線を短絡経路で結ぶ幹線道路で、一宮方面と長者市街地 方面を連絡し太東駅から交通を分散させる路線であり、既存の県道一宮椎木 長者線に加えて、新たな骨格となる路線として整備を図る。

・都市計画道路3・4・12号太東駅前線

太東駅西側の市街地の軸を構成するとともに、太東駅前広場のアプローチ 道路として整備を図る。なお、西口に太東駅前広場を設ける。

- ・都市計画道路3・4・13号小福江の原線 既存の長者市街地を迂回する県道一宮椎木長者線のバイパス機能を有する 幹線道路であり、整備を図る。
- ・都市計画道路3・4・14号長者町駅前線 長者町駅東側の市街地の軸を構成するとともに、長者町駅前広場のアプロー チ道路として整備を図る。尚、東口に長者町駅前広場を設ける。

c 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備を予定する施設等は、次のとおりとする。

主要	な施設	名称等
道	路	・市街地内の交通機能の向上
		都市計画道路3・6・6号深堀線
		都市計画道路3・5・9号伊能滝線

(注) おおむね10年以内に着手予定及び施行中の施設等を含むものとする。

② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア. 下水道及び河川の整備の方針

本区域は、下水処理が行われていないため、公共用水域の汚濁や居住環境の 悪化が予想されるところであり、基幹産業である農業の保全・育成あるいは 環境資源の保全の観点から、市街地排水については、既設水路をできるかぎり 利用し、治水上の影響に十分配慮し、汚水処理施設や雨水排水施設の整備を 進める。

【下水道】

・市街地における下水道の整備については、地域の特性に応じて効率的・ 効果的な汚水処理施設や雨水排水施設の整備を進める。

【河 川】

・本区域は二級河川の塩田川、新田川、夷隅川と準用河川の上塩田川、 ビチャ川、桑田川、椎木川、弓取川がある。河川が有している水と緑の オープンスペースを活用した河川のレクリエーション面からの利用の 促進等、河川環境の総合的な促進を図る。

イ. 整備水準の目標

【下水道】

汚水処理施設については、「千葉県全県域汚水適正処理構想」に基づき、 施設の整備を進める。

【河川】

本区域の河川の整備水準は、河川ごとに定められる計画規模に基づくものとする。

b主要な施設の配置の方針

ア. 下水道

汚水処理については、合併処理浄化槽の普及促進等を図る。

雨水排水については、既存の排水路等の施設を有効に活用しつつ、排水施設の整備を進める。

4. 河川

二級河川塩田川については、うるおいに満ちた親水性の護岸や水辺空間をもつ川として整備を進め、準用河川桑田川、椎木川、弓取川は、既に河川改修事業を実施中であり、今後もこれを促進する。

c主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備を予定する施設等は、次のとおりとする。

都市施設	名称等	
河川	・準用河川 桑田川	

(注) おおむね10年以内に着手予定及び施行中の施設等を含むものとする。

③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

健康で文化的な都市活動と都市機能の向上、良好な生活環境の確保を図るため、 人口の動向や市街化の状況に対応し、また長期的な展望に立ち、必要となるその 他の施設について整備を図る。

b 主要な施設の配置の方針

ア. ごみ処理施設

ごみ処理については、資源の有限性とごみ処理の効率化の観点から、ごみの減量化と再資源化を図るため新たに夷隅郡市広域市町村圏事務組合ごみ処理施設の整備を進める。

c主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備を予定する施設等は、次のとおりとする。

都市施設	名称等
ごみ処理施設	夷隅郡市広域市町村圏事務組合ごみ処理施設

(注) おおむね10年以内に着手予定及び施行中の施設等を含むものとする。

4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

ア. 大原駅前周辺地区

市街地の高度利用と都市機能の更新を図るため、大原駅前商店街から中央 商店街にわたる地区について、駅前市街地としての計画的なまちづくりを 進める。

4. 太東駅周辺地区

太東駅周辺は、計画的な都市基盤整備の推進により、良好な市街地の整備を図り、土地利用の計画的なまちづくりを進める。

ウ. 長者町駅周辺地区

長者町駅周辺は、計画的な都市基盤整備の推進により、良好な市街地の整備 を図り、土地利用の計画的なまちづくりを進める。

5) 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針

① 基本方針

本区域は美しい海岸と豊かな緑に恵まれた市で変化に富んだ海岸線、田園と豊かな森林の丘陵地が織りなす美しい面としての緑に加え、古くから地域のシンボルとして親しまれてきた社寺林、住民が育ててきた屋敷の緑など点としての緑が調和した良好な郷土景観を形成している。さらに太平洋、夷隅川、塩田川に代表される自然環境の豊かな水系の緑地軸、市内に点在する大小のため池郡があり、長い月日の中で、多様で良好な自然生態をもった緑地が形成されている。

このような状況を踏まえ、豊かな自然環境の保全と必要とされる緑地の確保を 次のように進める。

- 7.海岸部では、リフレッシュ空間を目指した緑の文化レクリエーションエリア づくりを図る。
- イ.市街地を中心とする地区では、多様なレクリエーションの展開できるうるおい を目指した緑の文化都市づくりを図る。
- ウ.田園、丘陵地では、自然環境・風土を生かした特色ある都市近郊林の保全・ 活用を図る。

緑地の確保目標水準

身近な自然環境と触れ合える生活環境を実現するため、道路、河川、公園、 緑地等の公的空間において、樹木を始めとする緑の増加に努める。

また、都市公園等は、歩いていける範囲に公園等の整備を推進するとともに 植樹面積の増加に努め、概ね20年後に住民一人当たりの都市公園等面積を、 20平方メートル以上とする。

② 主要な緑地の配置の方針

a 環境保全系統

7. 東部海岸線周辺 南房総国定公園・海岸保全地域内の松林は保安林として保全・育成を図る。

イ. 夷隅川・塩田川周辺の河川緑地

本区域の緑の都市軸として位置づけ、うるおいのある水辺空間創出のため保全、配置を図る。

ウ. 西部丘陵地

県指定の郷土環境保全地域である清水観音の森は、照葉樹林等保存樹林として 保全を図る。丘陵地の森林や斜面緑地は、都市的土地利用との調整を図りながら 適性に保全・育成する。

エ. 市街地・集落地内の緑地

良好な樹林地・屋敷林、境内林等の緑地の保全を図る。

オ. 市街地を抱く丘陵地

市街地の東・西に連なる丘陵地の緑は市街地を取り囲み、背後の景観を構成する重要な要素となっているため保全・育成を図る。

b レクリエーション系統

7. 区域全体

大原グラウンド及び文化センターをレクリエーション拠点とするとともに、 椿公園(風致公園)を整備促進し、ネットワーク化により観光客も含めた交流 拠点として配置する。

海岸部はすでに広域的レクリエーションエリアとして機能しており、この位置づけを強化するとともに緑道、田園、丘陵地の中に配置した自然遊歩道、サイクリングロードによりふるさとの風景を楽しめる緑の散歩道ネットワークなど市街地内での緑のレクリエーション機能を有する緑地の充足に努める。

4. 海岸地域

海と親しむ交流地域として、八幡岬・太東海浜広場・太東埼灯台・太東海浜 植物郡落・和泉浦地先を広域的レクリエーション拠点として位置づける。

ウ. いすみ市運動公園

広域的なレクリエーション拠点として位置づけ、高齢者のスポーツ、レクリエーション活動の活発化や、住民のスポーツ志向の高揚に対拠し、区域外のレクリエーション需要にも対応する公園として配置する。

エ. 岬地域中部市街地

市街地の日常的なレクリエーションの場としている総合運動場や、今後市街 地整備に対応した公園・緑地等を計画的に配置し、健康づくりの拠点として 位置づける。

才. 西部丘陵地

音羽の森公園・童謡の里の周辺は歴史的環境と地域産業を生かしつつ、地域 特有の里山を活用した自然交流体験拠点として位置づける。

力. 大原台地区

地区計画決定のある大原台地区は、住宅地として計画的に整備されており、日常生活の中で身近に利用することができる都市公園をレクリエーション拠点として配置する。

キ. 歴史的資源

名所、旧跡、文化財を人文系レクリエーション資源の緑地として保全する。

c防災系統

ア. 地域全体

水害・土砂災害防止のため、保水機能を有する森林等、土砂流出を抑える 斜面緑地、河川増水調整機能を有する農地の保全・管理に努める。

4. 市街地

地震・火災や津波等の災害発生時における安全を確保するため、周辺地区からの避難地や防災拠点として多様な機能を持つ公園・緑地の整備・充実を図るとともに、学校等公共施設の避難場所、防災拠点の確保、安全な避難路の整備によるネットワーク化を図る。

ウ. 海岸地域

自然災害を防止する緑地としての松林を現在の状態で保存し整備促進に努める。

工. 主要幹線道路周辺

国道等の主要幹線道路周辺においては、公害を防止する緑地として車道と 住宅地との間に、植樹帯の確保を図る。

d 景観構成系統

ア. 地域全体

太平洋に面した日在浦海岸、南房総国定公園内松林や、太東埼灯台周辺一帯は緑に囲まれた貴重な眺望地として、また、区域内に残る社寺林・丘陵地に広がる森林・田園風景等ふるさと景観資源として、保全を図る。

4. 夷隅川等

二級河川夷隅川とその支流の準用河川桑田川・椎木川・弓取川の河川沿いに 広がる河川緑地は、うるおいのある河川景観として保全を図る。

ウ. 塩田川

塩田川は潤いのある都市景観として、また、水と緑のネットワークの軸として位置づける。

③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

a 公園緑地等の施設緑地

7. 街区公園、近隣公園等

中心市街地・海浜市街地等の街区公園及び既存の近隣公園については、必要に応じ整備の充実を図る。

4. 運動公園

いすみ市運動公園は、周辺環境との一体性に配慮し、計画的な緑地整備を図る。

b 地域制緑地

大原地区のシンボルとなっている「椿の里」、椎木地区小鳥の森を、保存樹林 として緑地保全を図る。

④ 主要な緑地の確保目標

おおむね10年以内に整備を予定する公園等は、次のとおりとする。

a 公園緑地等の施設緑地

種別	名称等
運動公園	いすみ市運動公園
風致公園	椿公園

(注) おおむね10年以内に着手予定及び施行中の公園等を含むものとする。